

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市地域公共交通協議会の進捗状況」について報告を求めます。

○ 総合政策課長

飯塚市地域公共交通協議会の進捗状況について、ご説明いたします。平成21年4月の全
市的なコミュニティバスの運行開始に向け、本年3月25日に法定協議会である飯塚市地域公
共交通協議会を設立し、以後、幹事会、全体会議を4回開催し協議を重ねていただきました。1
0月27日開催の第4回地域公共交通協議会におきまして基本方針等が決定されましたので、
その内容等についてお手元にお配りしています資料によりご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。現在までの協議会等の開催状況と現状等についてフローに示
しております。

次に、2ページをお願いいたします。6ページにかけまして、7月から8月の期間でアンケ
ート調査を実施いたしましたので、その概要と調査結果をまとめています。調査対象地区は2
79地区、配布枚数2,790枚、回答者数2,456名、88%の回収率となっています。内
容の説明につきましては省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。8ページにかけまして、事業者への聞き取り調査の概要を記
載しています。主な意見としましては、バスのルートについては、利用者の利便性を考え、飯
塚中心部にある他社運行の交通結節点等への延伸、及び公設市場、福祉センター、筑豊ハイツ、
ショッピングセンター等の結節点の形成が挙げられていました。

9ページをお願いいたします。庁内関係各課から意見聴取を行いましたので、その概要を記
載しています。主な意見としましては、病院や福祉センター等を経由するルートの確保と各地
区間を結ぶルートの創設、中心市街地へのアクセス向上が出されてきました。

11ページをお願いいたします。14ページにかけまして、現在市内4地区で運行されてい
るバス及び補助路線バスの運行状況等を取りまとめております。

15ページをお願いいたします。現在の市内のバス路線図でございます。

16ページをお願いいたします。17ページにかけまして、各地区の既存ふれあいバス等の
運行費用の分析結果を示しております。

18ページをお願いいたします。19ページにかけまして、公共交通の課題、留意事項等を
整理しています。

20ページをお願いいたします。本市の公共交通体系構築に向けての基本理念として、市民
の生活を支え、公共交通ネットワーク構築を目指していくことを最大の目的として、1点目に
市内各地区から飯塚地区へ移動する公共交通幹線への乗り継ぎを円滑にする。2点目に、主要
交通結節点へのアクセスを向上させ、利便性の向上を図る。3点目に、主要公共施設や社会福
祉施設、病院を中心とした拠点を整備し、公共交通の利便性向上に努める。4点目に、地区間
移動を主として担う路線バスと地区内移動に担うコミュニティバスの役割分担を明確にし、共
存を図っていく。5点目に、公共交通による市民全体の外出機会を増加させ、社会参加の支援
を行う。最後に、わかりやすくだれもが気軽に安心して利用できる路線体系を目指す等々を掲
げております。

21ページをお願いいたします。路線編成に当たりまして、市内各地区の基本方針を定めて
います。まず、飯塚地区からでございますが、21ページの(1)でございます。二瀬地区、
幸袋地区、鎮西地区への新たな路線の開設により、交通空白地域の廃止を図る。東地区への乗
り入れは庄内地区のふれあいバスの運行ルートの延伸にて解消する。菰田地区の交通空白地域
については、穂波地区のふれあいバスの運行ルートの延伸にて解消する。鯉田地区の交通空白

地域については、穎田地区のふれあいバスの運行ルートの延伸にて解消する。最後に、明星寺の交通空白地域につきましては、穂波地区のふれあいバスの運行ルートの延伸にて解消する。主な拠点を示しております。

(2) 穂波地区、ふれあいバスを北周り線、南周り線の2系統に再編し、穂波支所を起点として運行する。また、運行ルート上にある商業施設への停留所設置を行う。ふれあいタクシーは、筑前大分駅まで乗り入れを行う。福祉総合センターへ西鉄バスの乗り入れを検討する。

3番目、筑豊地区、筑前大分を中心とする大分・内住線、米ノ山線、内野線の再ルートに再編する。スクールバスとの混乗を引き続き実施する。

4番目でございますけども、庄内地区と穎田地区につきましては、より利便性を高めるため、両地区を結んだ路線を構築しています。穎田支所を中心とした上周り線と穎田・庄内地区を結ぶ中周り線、庄内支所より南を運行する下周り線の3系統にて運行する。上周り線は、筑豊ハイツ、穎田病院への乗り入れを行う。中周り線は、筑豊ハイツ、鯉田駅、健康の森への乗り入れを行う。下周り線は、筑前庄内駅、東地区への乗り入れを行う。

23ページをお願いいたします。公共交通の基本方針地図でございます。24ページ以降、個別の地区別路線図を示していますが、先ほど基本方針の中で地域別に述べさせていただきましたでの省略させていただきます。

その他の決定事項といたしましては、運賃賦課の決定をしております。100円ということでの決定がなされています。また、年間の運休日につきましては、土曜、日祭日、8月の13日から15日の間、12月29日から1月3日までの間ということで協議会の中で決定がされておりますので、お知らせいたします。

以上、簡単ではありますが報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○ 柴田委員

四、五年前ぐらいから私たち住んでおります二瀬・相田の方面において、大山行きのバスが四、五年前廃止になりました。それから、皆様の要望の声がたくさんありまして、いつかはこちらの方にバスを、それもコミュニティバスをと思っております、今きょうのこの地図を見まして、やっとその結果を今見させていただいているのかなと思っておりますが、この飯塚地区新規路線の中において、本当にちょっとある部分、これを拝見して唖然といたしております。それは、今までバスが通ってないところを通っているという部分においては、それは交通の不便ということで、本当にそれは大きなことではないかと思っております。そういう理解はいたします。でも、今、私たち、伊岐須、相田の方といいますのは、高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。そういう状況の中において、今までの西鉄バス等の停車駅はありますが、そこに行くまでが時間がかかります。この高雄団地、また、その周囲、自治会が4自治会近くもございます。そして、また近くにはけやき台とございますが、全然バスが通っておりません。そういうところを本当に無視されてきているという状況がこれを見て本当に思いました。

ちょっと少し前でしょうか、ある部分、この地図的な、でき上がりのまだ途中でしょうか、見ましたときに、二瀬公民館ぐらいで止まっております。きょう拝見すると、二瀬公民館から水江橋、それから、幸袋を通って行っております。本当に、ここに二瀬公民館から水江の方に行く方向に向かって、ここは会社、それから、商店、そういうところがございます。人が止まって乗るといふ部分のところではそうないと思っております。ここの伊岐須の二瀬公民館から高雄の方、高雄の入口の方に通って、それから、井手浦、それから、高雄団地、それから、けやき台、この方向にはもう高雄の団地だけでも約387世帯の887名の方がこの高雄の団地の方には住んでおります。ほとんどがこの中の4ページにありました、65歳以上の方々と、もうそろそろ車も、もう平均的に70歳ぐらいの方々ですので、免許もどうしようかという状況の

方々のところなんです、こういう状況のところ、それから、けやき台においては最近たくさんお家が建ってまして300世帯ぐらいできております。1,030人ぐらいの方が住んでいらっしゃるんですが、そういうところには全然そういうものが走っておりません。この新規路線の中に入っておりません。

まだまだこの後でもまだ御質問が出てくると思いますが、そういうぜひこの人家、この地図を見てもすごく差があると思います。人家がたくさんあるところ、密集しているところには通ってなくて、割と閑散としている、そこにはバスの路線がないから通っているんだと思うんですけども、やはり今からの高齢者の方々が今一番目指してあるのが健康のためにということで、健康の森に行ってプールで歩きたいという方々がこの高齢者の方々にはたくさんいらっしゃるんですが、飯塚のバスセンターまで出て、それからバスに乗り継いで五百何十円でしようか、片道が。そういうところに行くんじゃないで、いずれここに、この地域に福祉バスが通りますからねということでお伝えしておりましたけれども、そういう路線がこの中に見当たらない。じゃ、乗っていくとなると、一般の西鉄バス等に乗って途中で乗りかえていくという状況になると思うんです。

そうすると、そういう、今から先のバス代とかどういふふうになるかはまだよくわかりませんが、こういう状況でやはり、高齢者、人家が、高齢者人口が多いところ、そういうところもやっぱり気を配っていただけて通していただけるような方法をお願いしたいと思います。

この今申しました地域、高雄団地の周辺一体にはバス停があるように見えますが、ここまで行くのにかなりの時間が必要でございます。一応、高雄団地というところが近くにはございますけど、そうであっても乗りかえていかなくちやいけないという状況がございます。

ぜひ、ここの辺の見直しというんですか、二瀬公民館から水江橋を通っていくのであれば、この人口の多い、それと、高齢者が多い伊岐須の高雄団地の入り口から上がっていくとかいろいろ方法を考えていただきたいと思っておりますし、けやき台のところ、ぜひこれもバスを通していただいて、そして西相田のほうへ回っていただくという状況もあるのではないかと思います。

ちょっとお尋ねしたいんですが、これはもう決まったものなのでしょうか。

○ 総合政策課長

先ほども申し述べさせていただきましたが、10月27日に開催されました法定協議会において決定をされております。

○ 柴田委員

私今ちょっとご相談いただいているんですが、自治会長というか、そういう方から、今から話し合いがあると、今から話し合いがあるということをおっしゃっておられました。もうこれが決まっているというわけではないんじゃないかと思っております。

○ 総合政策課長

来年の4月1日からの実証運行開始に向けてまして、法定協議会を、先ほど話しましたように設置をしていただき、その中で種々検討していただいた中で10月27日にある一定のルートとして決定をしていただきました。

○ 柴田委員

この地図を見ていただいてもよくわかると思います。こういう高齢者がいらっしゃる場所、そういうところじゃなくて、それは僻地的といいますか、本当にバスが通らないところに通ることも大事でございます。でも、コミュニティバスというのは住民の、市民サービスへのために今度こういう設置されることではないかと思っております。

ここの部分においては、今から私たちは各自治会で、今から話し合っていくということで自治会長がおっしゃっておられました。これは決まっているということであっては、本当に市民の皆様から大変な不満が出てくると思っております。

○ 総合政策課長

私たちがルートはこの案づくりにつきましては、かなり厳しい状況があったと認識しております。まず第一に、既存の民間のバス路線との競合ができないということと、もう一つ基本に考えましたのは、交通空白地域の解消、それと、10分から15分程度の中にはちゃんとしたバス停が設けられるということを中心に置きながら考えた中で、先ほど委員言われましたところにつきましては、高雄団地、井出浦、それから相田団地というところに既存の西鉄バス路線が走っておりまして、そこについてはまだ調整というのを、今後、実証期間が3年間ありますので、どういう形になるかということについては種々検討をしてみたいと思いますけれども、今の段階においては競合はできないということの中で、こういうルートの決定をさせてもらったということです。

○ 柴田委員

今、本当にこういうところを見ましても、私、ちょっとしばらく前見たときにはできていない経路ができておるんです、路線が。本当につくるのであれば、人が乗るところ、人が乗っていただくところにしなくちゃいけないんじゃないでしょうか。これは本当におかしいと思います。

私たち、地域において今から話し合いということですので、これから問題が出てくると思います。これはよく市民の皆様の思いを聞いていただきたいと思います。それを本当に要望いたしておきます。これが決まっているということは、本当に皆さんびっくりされると思います。それを本当にお伝えしたいと思います。やはり、高齢者の方々が乗れるようなところ、高齢者の方々が乗っていただけるようなところにぜひ設置していただきたいと思います。

○ 委員長

ほか、質疑はありませんか。

○ 川上委員

全体見ますと、従来からあるコミュニティバスが走っている旧4町については、改善充実の方向ですね。これは切り下げられるのではないかなという心配もしておりましたが、そういう部分もあるようです。しかし、全体としては延伸とか工夫が見られるんです。運賃のことは後で言いますけど。

その一方で、旧飯塚地区をどうするのかというのが最大のテーマだったと思うんですよ。この旧飯塚地区については、まだ私も十分にはお話を聞くことができませんけれども、問題は二瀬地区ですね。二瀬、鎮西の方向なんですけど、今、公明党の柴田委員からも指摘がありましたけど、そのとおりなんです。高齢の方の交通手段を確保するというのが一番重要だったんだけど、それに応えるものとは十分になっていないというふうに思うわけです。

特に、二瀬地区からは齊藤市長に対して、コミュニティバスについては三つの要望が出されておりましたね。改めて言いますと、一つは、大山バス路線が廃止されていますので、ここをつなぐようにしていただきたいという点。それから、二つは市立病院、三つは健康の森公園と、エコ工房とか温水プールとかあるんですが、この三つの点について、なるほどと思うところもありますけども、どういうことを考えたのかと思うところもあるんです。それで、この三つの点についてどう考えられておるのかお尋ねします。

○ 総合政策課長

私たちがルートこの案づくりに関しましては、いろんなところ、タウンミーティング、またはいろんな懇談会の中、また、団体等からいろんなご要望が出されておりましたし、また、文書でも要望書という形の中で私も記憶があります。

その中で、二瀬地区はもちろんのことでございますけども、鯉田地区、または東地区、飯塚市内におきまして、先ほど申し上げましたように、やはり既存の路線バスとの路線等の競合はしないということを基本に置きながら考えた中で、まず、1点目に大山地区、また、健康の森にどういうルートをつなぐのかということ、お手元の24ページでございますけども、まず幸袋公民館を出発いたしまして、幸袋保育所のところを左折して、それから舞の浦、それ

から筑豊飯塚自動車学校の前を通りまして二瀬公民館に抜けると、それから今度、二瀬公民館から後牟田の工場団地、それから横田、それから嘉徳高校の裏を通りまして穂波の総合福祉センター、それから枝国を通りましてイオンの前、それから徳前を経由しまして中心商店街へ連れていくということで、基本的には先ほど申しあげましたように、飯塚市の中心部、また病院、それからまた福祉施設、そこの拠点の中で、乗り継ぎにはなりますけれども、皆さんの外出の一回を増やしてもらいながらゆっくりしていただきたいということで路線の決定をさせてもらっております。

○ 川上委員

地元の自治会連合会とか老人会の人たちが提出した要望書を見てありますでしょ。だから、3点と言っているんだから、3点に沿ってお話ししても、答弁があればよかったんだけど、大山については、これは運行回数は別にして、旧西鉄バス廃止になった終点まで線が引いてあるようなんです。これは地元の方も喜ばれると思います。もし可能なら、少し下って城道という分かれ道がありますね、庄司地区に入りますけど。あの付近までもう何百メートルくらいですので、ターンをどうするかということもありましようけど、工夫されたらどうかなと私は思います。

それから、冷静に見てもらったら、例えば相田、伊岐須の公設市場あたりでもいいですけど、このあたりから健康の森公園にはどうやって行きますか。今までと状況はほとんど変わらないです。先ほど付け加えた路線が幸袋支所前までありますけど、今までだってバスセンターまで行って流れていくんですからね。コミュニティバスになれば少し運賃が安いですからということがあるかもしれませんが。じゃ、北回り、山沿いのほうで回っていかうかとするとかやったり西相田まで行かないといけない。あるいは二瀬病院まで行かないといけないでしょ。このところの工夫ができないのかと。先ほど柴田委員が言われたように、この川端とか伊岐須、相田を通して西相田に行く、高齢者の皆さんのところに近いところを通していかうか、何かそういう考え方もできないことはないはずなんです。

それから、経営困難に陥っている市立病院、患者は病院に行きたい。ところが、病院は対応をし切らない、交通手段もなかなか厳しいというのがあるんですけど、外回りでかなりいいところまで行くんですよ。潤野下区あたりまで。ところが、ここから病院に行かないんですね、この路線では。行かないでしょ。病院に行こうとすると、どうなるんですか、コミュニティバスだけで行こうとすると、穂波福祉総合センターに一旦行って、それから次の穂波バスを待って乗ると。ところが、それも北谷から南谷までずっと回ってからなんです。だから、二瀬の中心地の特に高齢の方の要望は、ずっと病院に行ける。体の元気な人は余り病院に行かないんです。だから、ずっと行けるようにしてもらいたいというのはもともとの要望だったんです。その辺の、今、私が幾つか言ったようなことについては、協議会がやっていることだとかそんなふうには言わないで、よくよく相談して線を延ばすことができると思うんです。それによって費用が大きく変わるとか、そんなことはないはずですから。その辺のことは考えられませんか。

○ 総合政策課長

今、私の、委員のお話の、記憶の中で若干ずれるかもしれませんが、西鉄の飯塚から八木山に行く路線バスがございます。これにつきましては、今、補助路線バスということで、赤字部分を国・県・市で補てんをしております。そして、ここでコミュニティバスを運行させまして、もし運行車数等の減少に至りますと補助金のアップが出てきます。また、それと運行経費ということの二重の支出という形の中で、まだそこら辺の中で路線バスとの競合ができないということを申し述べた次第でございます。

それと、先ほどの市立病院等へ直接行けないかと、私もいろんな思いをめぐらせながら旧飯塚地区の路線、または穂波地区、筑穂地区の路線を考えた中で、やはり直接ということになりますと無理な状況というような壁がございまして、それは正直言って私の今の段階ではちよっ

と思いつきができませんでした。

そうすると、颯田・庄内はどうするのかという問題が出てきます。これにつきましても直接行く便はありません。やはり、颯田病院へ行く便はございますけども、それから颯田を出発して鯉田駅から幸袋公民館へ行く便を伸ばしておりますので、そこで乗り換えて、まちの中を通りまして市立病院に行くとかいう形の中で、今考える範囲の中でルートの決定をさせてもらっております。川上委員、また柴田委員が言われましたように、今後は3年間の中で、やはりこのルートは必要ないよね、このバス停は変更したほうがいいよねというようなことの中で、実施をしながら、より効率性のある利便性の高い運行ということに心がけてまいりたいと思っております。

○ 川上委員

今のお話を聞くと、市のほうで少し努力すれば何とかかなりそうですね。それで、西鉄バスとの競合した分で西鉄バスの収益が減れば、その分だけまた応援しないといかんとか言われましたけど、そういうのをどことも相談していないわけで、あなたが勝手にそういうことを考える必要はないわけです。

もともとこのコミュニティバスの運行については、国の補助が中心でしょ。だから、市は、この市立病院じゃないけど、一円も金も出さないでコミュニティバスを走らせようとか、そんなことは思っていないと思うけど、そういう考え方じゃなくていいんですよ。鯉田工業団地に何十億円も金つぎ込んでのをやめればいいじゃないですか。コミュニティバスを何本でも走らせられますよ。だから、やる気になればちゃんと大事なところに車走らせられるでしょ。もう決まったことだからとか、3年待てとか、高齢者に言えないでしょ。来年4月から運行すると決まっている、まだ何カ月もある、頑張ればいいじゃないですか。それで、二瀬のほうでは近々自治会連合会、関係自治会長さんの集まりもあります。それで、高齢者の方々は、もう決まったことだからああそうですかというふうには言わないと思います。私も二瀬は地元のほうで共産党、公明党さんだけでなく、超党派で住民の声がこの路線に反映するようにやっていきたいと思っています。

それで、最後に一つですが、100円と言われましたね、1回。それで、それを支持する声も各地区であるようですけども、特に高齢者とか、例えば障がい者とか、子どもさんとか、減免とか軽減とかいうことが当然に考えられたと思うんです。それを今言われなかったでしょ。それについてどう考えたんでしょうか。お尋ねします。

○ 総合政策課長

コミュニティバスに乗られる方につきましては、基本的に100円の定額運賃を賦課するというごことばございまして、先ほど委員言われましたように、高齢者の方、また、障がい者の方、やはりそういった制度を設けてあるところもありますので、今どういう形の中でできるのか。例えば、定期制にするのか、それとも回数券として割引制度にするのか、今、どの方法が一番良いのかということについて内部検討を重ねているところでございます。

○ 川上委員

合併して2年半になりますけれども、合併してよかったという声は非常に少ないですね。

私は、その中で、そのコミュニティバスの充実だとか新規増発とかいうのは、住民の生活を守るというのは当然だけど、非常に喜ばれることだと思うんです。こういうことに国・県・市というのがありますが、税金は使うべきだと思うんです。ですから、運行のコース、それから、回数、それから、住民負担についても、住民が求めるようにやるべきだと思います。

特に、100円について言えば、これは住民が100円払いたいと言っているわけじゃなくて、こうして見てみたら、やっぱり事業者、事業者が100円ぐらい取ってもらわないと、西鉄バスのバス停を通り過ぎてコミュニティバスのバス停まで行ってしまわれては困るとか、西鉄バスが通るのに、行き過ぎるのを待つてコミュニティバスのほうに行かれても困るとか、そ

うということですよ。だから、100円集めてもらって運行経費に充てようとか誰も思っていないわけですから、事業者との関係ですよ。だから、そこは余り事業者に遠慮していないで、協働できるところは協働するし、競合するところはきちんと話し合うということによって、とにかく住民の方に喜んでいただけるようにするのが大事と思うんです。

なぜか企画調整部長がこの協議会の会長になっているんですね。私は非常に不思議に思うんですけど、なっている以上は、きょうは企画調整部長という立場なのでしょうけど、決まったから後は知りませんというんじゃないくて、最後の最後まで微調整も含めて、大きい変更、微調整も含めて住民の声に答えていけるようにするというふうに答弁してください。

○ 企画調整部長

ただ今の質問者のご指摘のとおり、今回のコミュニティバスの運行計画につきましては、まず、公共交通機関が廃止されましたルートを中心にしまして、そして、そのいわゆる空白地域を埋めるというようなことを基本方針にして、なおかつこの市内の公共交通機関との連携を十分に図った上で市民の交通手段を確保するという形で作成いたしております。

それから、柴田委員さんのほうからもご指摘がありましたように、けやき台、ここらあたりにつきましてもかなりの高齢者の方が住んであります。しかしながら、ここらあたりにつきましては、今のお手元の資料の中にもございますように、ブルーの部分が、いわゆる公共交通機関が走っているルートでございます。しかしながら、このバス停に行くまでにはかなりの距離を要するのが実情でございます。そういう形の中で、今回は協議会の中でこのようなルートの策定を決定していただいたというような経緯がございますが、今後、来年から実証運行をしてまいりの中で、市民の皆さん、それから、協議会のメンバーであります地区の代表の方がメンバーに入っております。そういう方たちのご意見を十分に反映した中で、より良いこのコミュニティバスの運行に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう1点、料金につきましては、今現在100円という料金設定をさせていただいております。しかしながら、高齢者の方、それから、障がい者の方、こういう方につきましては、これから料金100円をどのような形で減免するなり、それから、乗り継ぎをするなり、そこらあたりがまだ詰まっていない部分がありますので、今後、幹事会、協議会の中でそういう部分も十分に反映した中できちんとした料金設定もしてまいりたいというふうに考えております。

○ 委員長

ほか、質疑ありませんか。

○ 柴田委員

すみません。先ほど出さなくちゃいけないことがあったんですが、この飯塚路線ですね、健康の森公園というところが終着というか、発車するところですか、そういうところになっていると思いますが、この先にエコ工房というところがあります。ここは市民の皆様がいろいろと学ぶところであって、皆さんたくさんここに行かれておられると思いますが、どうしてそこまで延長されなかったのか。これは、よその線はそこをずっと通ってきておりますが、この飯塚路線においてはそれがありません。ぜひこれをエコ工房まで結んでいただくこと、ひとつこれ要望いたします。

それと、もう一つ、先ほどもおっしゃっていましたが、私もちょっとそれつけ加えるのは、皆様がよく常におっしゃるのは、やはり現在の飯塚市立病院、旧労災病院に行くのに大変ということを皆様、この伊岐須の周辺の方々はおっしゃっておられます。ぜひそこに直通できるような路線に変えていただきたいということを切に要望をいたしておきます。

○ 委員長

ほか、質疑ありませんか。

○ 兼本委員

来年の4月から運行を実施するということですが、二、三点お尋ねいたします。この運行の事業主体は、どこが事業主体としてやるわけですか。

○ 総合政策課長

先ほど申し上げました地域公共交通協議会が実証運行期間中は運営主体となっております。

○ 兼本委員

協議会が運行主体ということですが、これ、この中で現在運行しているバスの会社等々を書いてありますが、これを、この会社、西鉄は公共交通機関ですが、その他のバスを今までどおり使うということでやられるというふうにしていいわけですか。

○ 総合政策課長

基本的には指名競争入札ということで考えております。この件につきましては、契約課にいろいろ事前相談しながら進めてまいりたいと思っております。

○ 兼本委員

指名競争入札ということは、ここにありますが、現在ありますバスが筑穂地区で、穂波地区で運行しているバスとか、筑穂地区は西鉄か、庄内、それから、颯田とかいろいろあります。ここ書いてありますが、業者が。この方たちを、業者でいきますと嘉穂観光、庄内観光、仁保タクシー、穂波タクシー、西鉄バス筑穂とありますが、この人たちを指名して、この中から1社で決めるわけですか。

○ 総合政策課長

先ほどちょっと不足しておりました件、もう一度説明させていただきます。指名業者として登録されている事業者と考えております。

それと、1社ということにつきましてはいろいろ無理があるのではなかろうかなということ、これにつきましても今、事務局で鋭意検討をしているところでございます。

○ 兼本委員

いや、業者をどうするかということがまず前提ですよ。そして、その中で路線を、完璧な路線は恐らく、今いろいろ言われるように、完璧な路線はなかなか組むのは大変だろうと思えますから、例えば、試行的に1年間運転してみて、半年でもいいです。例えばこの路線はこういうふうに変えたほうが利便性がいいとかいうような形の中で、当然走らせながら変更ということもやっていただきたいと思いますと思っているわけですがね。

今、バスが、例えば数個の会社がもしも入ったときには、乗り継ぎとか何とかありますから、それを統一させるのはまた大変だろうと思うし、これ1社に例えば絞り込むとすれば、かなりの費用を向こうも入れないといかんと思うんです。だから今、何て言いましたか。登録している指名業者でどうのこうのと言ったようだけど、もう一遍ちょっとおっしゃってください。

○ 総合政策課長

本市で登録してある指名業者を想定しております。

○ 兼本委員

そうすると、1社に絞り込むということですか。その登録してある指名業者さんの、本市に登録している指名業者さんの中から1社に絞り込むということですか。指名競争入札ということになると、入札ですから、例えばこの地区はとかいうようなことで、旧地区ごとに決めるのか、飯塚市全体としてとらえるのか、どういうふうになるわけですか。

○ 総合政策課長

まず、地域公共交通総合連携計画という策定がまず最初にありますものから、それを、まずルート、それから、また運賃等を決定した後に今のように取り組む予定にしておりましたので、今月以降、どのような形がいいのかの検討に入る予定でございます。

○ 兼本委員

ということは、1社にするのか、旧地区ごとに分けるのか、今のところはまだ決まっていな

いということですね。そして、その前にバスの運賃やらを決めてからそれを決めるということですか。もう少しわかりやすくちょっと言って。

○ 総合政策課長

まず、地域公共交通総合連携計画の策定をする必要がありましたものですから、それを先に行いまして、契約等の関係につきましては今後検討をする予定にしております。

○ 兼本委員

地域総合連携計画というのが、この絵で示している路線のことを言っているわけですか。計画を策定というのは、この路線のことを言っているわけですか。それとも何か別にまた計画を策定したやつがあるわけですか。

○ 総合政策課長

運輸局が示しました総合計画を策定する必要がありまして、今、委員が言われました路線図もその中の一つに入ります。

○ 兼本委員

そうすると、ほかに連携の計画書というのは別にあるわけですか、これ以外に。今、運輸省がどうのこうのと言われたけど、これは路線図で大体今、こういうふうに走らせますよという路線図です。これ以外に連携の計画図というのが別にあるわけですか。

○ 総合政策課長

今、段階に追っているいろいろルート図、それから、運賃を決定していただいておりますけども、それが集約された後に、そのものをまとめた連携計画というものを策定して提出という運びになっております。

○ 兼本委員

そうすると、今、連携計画の策定には至っていないということね。至っていないということ。じゃ、この路線なんかも今からまだ変更できるんじゃないの。これ、路線は決まりましたとさっき言ったけど、連携計画をするのに、運賃とかそういうものをまだ今から決めるということでしょ。例えば、一律100円ということを想定していないわけでしょ、多分。コミュニティバス一律100円ですか。乗り継ぎ乗り継ぎしても100円ということにするのか、どうするのかということも、今、当然計画しているわけでしょ。

だから、そうすると、片やこれはもう決まりましたからどうにもなりませんと言いながら、片一方では連携計画を今から策定しますから、それによってどうのこうのということは、どうも整合性が合わないようにはありますが、そこのところはどうなっているんですか。

○ 企画調整部長

今、担当課長が申し上げましたが、まず、連携計画の中には、この運行ルート、それから、料金設定、それから、業者の委託とか、そういう諸々のことが含まれて国に提出します連携計画書になってまいります。その前段として地域公共交通協議会の中で、まずはこの運行ルートを決めさせていただいたというスケジュールでございます。

今後、いわゆる料金の、今料金は100円で協議会のほうで承認をいただいておりますが、高齢者の方、障がい者の方、こういう方々について減免をどのようにするか、それから、この運行の委託についてどのようにしてやるかというような部分がまだ残された課題でございますので、そこらあたりを協議会の中で決定させていただいた後に、全てにわたる連携計画を作成して国のほうに提出するというようなスケジュールでございます。

○ 兼本委員

だから、そういうふうなもので決めるときに、なぜ、そしたら、路線だけは既に決まったから変更できませんと言えるんですか。そんな諸々のやつを今から決めるんでしょ。そしたら、これもまだ今から言えば、まだ決まったやつじゃないでしょ、これは。もう決まりましたよと言って、国に出したやつをまたそれをすぐ、私ちょっとわからんです、国に出したら、国に出

したやつをすぐ変更しようというのはできますか。なかなかこれはできないんじゃないですか、1回出した計画、路線変更というのはできるんですか。

そして、今いろんなものを、バスの運賃をどうするのか、どうのこうのということの、まだ大きな事業のところ懸案事項が残っておって、そして、路線だけはもう既に決まったから、さっきの答弁を聞きますと、路線だけは既に決まっているからもう変更できませんというような言い方でしたけどね。ちょっと整合性がとれないようにあるんですけど。これだけは決めておって、ほかのやつは今から策定するという事は、そういうことはおかしいじゃないですか。一体のものじゃないんですか。これは一体のものじゃないんですか。そして、バス路線も、言いましたように、全区間100円にするのか、どういうふうにするのかというようなこともあるんでしょ。全部100円にするんですか。私は、原則的には100円ぐらい取るのは当然だろうと思いますよ。だけど、それはいろいろ考え方がありますから、100円で減免しなさいという考え方もあろうかと思いますが、私は100円ぐらい当然取っていいと思うんですけどね。でも、この路線を全部、どの路線でも乗り継ぎ乗り継ぎして行って100円で行けるのか、どうするのかということは当然考えているはずですよ。そういうものは今から決めますよと言っておって、この路線だけは既に決めております、と。もうこの10月27日の協議会で決定しましたから変更できませんよというのは、私はちょっと何か答弁がおかしいと思いますけどね。一体のものと私は思いますけど、もう一度確認しますけど、どうですか。

○ 総合政策課長

今後のスケジュールを考えましたときに、まずルートの決定をしておかないと、バス停の位置、また、バスの時刻表、これの作成にかなりの日数がかかりますし、また、今度一つ一つの点検ということで、私たちもそれにかからなければいけません。だから、そういうことで、まずルートの決定をしていただいたということでございます。

○ 兼本委員

だから、あなたたちは、そのいろんな手間がかかるから路線のルートの決定はしましたと言いますが、もう協議会で決めたことだから文句言うなということだったら、何も出さなさいいいんです、これは。我々のとこに出すということは、当然これはこういうこともしてください、こういうこともしてくださいということを、議員は市民からお願いされておるから、当然出るはずですよ、こうしてください、ああしてくださいということは。そして、この地区の自治会長さんたちは、多分出ている人たちは、自治会長さんたちは、当然これで、こういう路線で本当にいいということの承認があったかどうかということも、私はちょっとどうだろうかと思えます。ただ、西鉄バスと競合できないからということで、西鉄バスと一緒に走らせると西鉄バスが少なくなって、コミュニティバスのほうが乗り手が多いから競合できませんというところで、例えば高雄団地のとこやらぐるっと周辺にしてしとるけど、中に一本、ぼんと通せば、コミュニティバス一本入れればいいんです。

それと、今、伊川の福祉センターに社協のバスが今でも走っているんですよ、多分。社協のバスをまたこれは走らせるんですか、福祉センターに。伊川の温泉のところ走らせるんですか。そのところはもうどうなっているんですか。

○ 総合政策課長

社会福祉協議会の福祉バスにつきましては、コミュニティバスとしての位置づけはしておりません。

○ 兼本委員

ということは、社協のバスも走らせるということでしょう。だから、そんなのをひとつ、社協のバスやらとも一緒にこの中に、社協のバスは当然、伊川のところまで週に何本かずつ走るやつありますから、そういうふうなところも有効利用、活用したらどうですか、そんなのも。

そして、そういうバスを利用しながら、例えばほかのところ、これで対応できんところの

路線は、そういうバスで対応をしますとか、何かやっぱり知恵絞って、今聞いたら、川上委員も柴田委員も、そこを走らせてくれ、ここを走らせてくれというような意見があるのを、このように決まりましたって言ったら、恐らくこれは住民から、あんたたちは何しよったねという話になると思いますよ。当然なると思います。そしたら、いや、幾ら行政に要望しましたが、行政が決定もうしましたから駄目ですと言われましたということになると、やっぱり大変だろうと思うんです。そこのところをもう少し、幾ら27日のここで決まったとしても、議会にこういうふうな報告したらこういう要望があったけどというようなことを、それから、あなたたちの知恵を、いい立派な頭を持たれているわけですから、そういう社協のバスを利用するとか何とかしながら、その対応できんところを対応するというようなことはできないんですか。

そして、100円を減免するとか、そんなことよりも、まず足の確保ですよ。私は100円ぐらい取っていいと思うんです。減免する、しないは別問題です。そこよりも、まず、その地域格差がないように、そういうところに行き物に行けるとか、病院に行けるとかというような足を確保してやるということが、私は行政のサービスの第一義だと思いますけどね。できませんか、そういうことが。

○ 企画調整部長

まず、基本的にはこのルートで平成21年4月から運行させていただきまして、そして3年間、国の補助金をいただきながら実証運行をしていきます。この実証運行の中で1年1年検証、見直した中で、飯塚市のいわゆる地域に属したコミュニティバスを構築したいというふうに考えておるわけでございます。しかしながら、今、委員からのご指摘もありますように、そういう意見も出てきたということにつきましては、今後、幹事会、さらには協議会の中でその旨を議論していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 兼本委員

27日の協議会で決まった、お上で決めたことだから物申すなということはおかしいですよ。もしもあなたたちがこれ変更できないで、このままやるならやってみたらいいですよ。大変なこれは問題が起きますよ、これは必ず。今、言っているところの地区の人たちも、だから、この現状をよく理解している人たちをということで、委員の中にも自治会の人たちによく入ってもらいなさいということで大きな数になったけど、大変な数になったけれども、入れて、地域の現状を一番知っているのはやっぱり自治会長さんたちですからということで入ってもらったんでしょう。だから、現状をやっぱりよく知った人たちが路線を組まないでだめですよ。100%満足のできる路線の決定というのは、それは難しかりょうと思います。しかし、現実にはやっぱり本当に困っている人たち、高雄団地なんかは、本当あそこはかなり高齢化が進んでいるんです。あなたは高雄団地知らないから、だから、高雄団地行ってごらん、もうみんな高齢化です、あそこの人たち。だから、その人たちがやっぱり、あの坂、坂でしょ、あそこ。下から上まで上がるの。あの坂を登ったり上がったりするのを、あれは大変だが、中に一本ロータリーのところにバスをぼんと一本走らせれば、あれまで出てくるということになれば、かなり安全になるんです。だから、それには西鉄バスと並行しないところですから、だから、それをどうするのかということで、例えばそこだけを走らせるというようなことにするのかどうかちょっとわかりませんが、いろんな意味でやっぱり広い、多種多様な対応策を考えてやらないと、決まったからだめですよと、そして、やりながら変更できますと言うけど、一遍路線の計画を国に出しておいて、それをまた変更するということになる、かなりの労力が要るんじゃないですか。勝手に変更できるのかな、課長。

○ 総合政策課長

市民の皆様の生の声を聞くということは大切なことだと思っております。今回の連携計画の作成にあたりましては、来年の4月の運行開始までに余り時間的余裕もない中での計画の作成という現実もありまして、アンケート調査、タウンミーティングでのご意見や団体からの要望、

関係機関との調整を図る中で、あるべき方向性の検討を事務局で行い、地区住民代表の委員を含めました協議会におきまして種々議論いただいた中で方針の決定がなされたことと思っております。年が明けましたら、市内12地区での住民説明会を開催し、実証期間が3年ありますので、その間の変更も可能でございますので、より利便性の高い効率的な運行を目指して、協議会委員の皆様たちと協議を重ねてまいりたいと考えております。私の今の一番の思いは、時間的な余裕がないということが現実でございます。

○ 兼本委員

そうすると、私の質問に対して、路線の変更は国に出していても容易にできるということですね。それでいいんですね。

地域に行って聞いても、弱者の声というのはなかなか小さいんですよ。だから、本当にその人たちの声を吸い取って、利便性の、今あなたが言うように利便性のあるコミュニティバスの運行ができるようにしっかり頑張ってください。そして、とにかく4月から運行できるということですから、運行できるということは一歩も二歩も前進したことです。これは素晴らしいことだと思います。しかし、地域が、ひとつ住民の人たちが本当に利用しやすいコミュニティバスをしないと、ただ、周りを走らせるからいいじゃないかということだけでは駄目だと思いますので、しっかり頑張ってください。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。再開を40分といたします。

休憩 15:31

再開 15:41

委員会を再開します。

次に、「避難支援プラン全体計画の策定等について」報告を求めます。

○ 総務課長

避難支援プラン全体計画の策定等について報告いたします。災害時要援護者の支援対策につきましては、既に福祉部局におきまして高齢者実態調査等を終了し、一部避難支援プランの作成に着手していますが、本年3月に作成いたしました飯塚市地域防災計画との整合性を図り、さらにいっそう支援対策の取組みを充実推進するために、全体計画を策定する必要があります。このため、国の「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」に基づき、関係課と協議の上、飯塚市避難支援プラン全体計画を作成いたしました。

計画の主な内容といたしましては、1点目といたしまして、4ページになりますが、市の各部局や関係機関の平常時、災害時の役割分担を明確にしたこと、2点目といたしまして、これは6ページになりますが、避難所における支援対策を規定したこと、3点目といたしまして、8ページになりますが、支援プラン作成の目標を平成21年度としたことなどでございます。今後の課題といたしましては、一つは福祉避難所の指定、二つ目といたしましては、地域版ハザードマップ、あるいは要援護者マップの作成、三つには、避難訓練の実施、4つ目には、妊婦、乳幼児、外国人等の支援対策などが考えられます。なお、市民ボランティアによる救援活動をよりスムーズに行うため、10月20日に飯塚市社会福祉協議会と、災害時におけるボランティア活動に関する協定書を締結いたしましたので、あわせて報告いたします。以上、簡単ですが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 兼本委員

この避難支援プランというのは、私も議会で時々一般質問なんかしました。サポート制度との関連はどうなるわけですか。結局、支援をするわけでしょ。そのところとは全然関係ないわけですか、これは。結局その地域地域において高齢者とか、そういうふうな身障者とかいう人たちが、いろんな災害があったときに支援するという計画でしょ。そしたら、この間、実態調査やって、ある程度情報公開してもらってもいいですよというような形のもので、高齢者支援課がとったと言っていましたね、一般質問でやりましたけど、それとの関連性はどうなるわけですか。

○ 総務課長

大いに関連がございます。この避難支援プランにつきましては、既にもう一昨年ぐらいから着手しておりますけども、今回改めて全体計画という形でまとめまして、今後は、この全体計画に沿って、さらに一層支援対策を進めていく考えでございます。

○ 兼本委員

そうしますと、これに基づいてサポート制度、例えば私をサポートしてくれるのはどなたとかいうような形のものを作っていくということで理解しておいていいわけですか。

○ 総務課長

そのとおりでございます。

○ 兼本委員

飯塚市の場合も水害等々あるし、火事とかいろんなもので緊急避難をするようなことが出てくると思うんです。そういうときには、やっぱり特定の人間を、誰かが助けてやるということでも、市の職員だけでは到底無理なことですから、だから、そういうものについては、例えば近隣の人とかいろんな方たち、民生委員さんとか福祉委員さんだけでも駄目なわけです。

だから、そういう人たちで、例えば私を助けてくれるのは川上さんと古本さんが助けてくれるというような形になると、いつもそういう人たちの連携をとっておると、そういうものがあつたときにはサポートしてくれるというものになってきますから、そういうことのものを踏まえながら、より良いものを作りたいと思うわけです。

ただ、誰がどこに避難場所をとか言っても、避難場所に行くまでが行けない人もおるわけですからね。寝たきりの人とかいうのはどうするのかとか、いろんな問題が、これは本当に多種多様、難しいんだろうと思うんです。これ実際にそういうものを計画つくるとすれば。だから、そういう形の中で全体計画をつくって、今から、平成21年度からそういうものをするということですので、本当に実のある計画をやってもらうように要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市市勢要覧の作成について」報告を求めます。

○ 総務課長

飯塚市市勢要覧につきまして、合併後初となる市勢要覧を作成いたしましたので、その概要を報告させていただきます。

今回2千部作成いたしました市勢要覧は、表紙から裏面までが24ページのダイジェスト版となっており、従来の内容にとらわれず、旧市町の特色を生かすため、それぞれのエリアごとに分けて大きく歴史探訪、自然満喫、文化創造等で構成し、そこに旧市町が有する施設、文化芸能、史跡等を視覚的に紹介したものとなっています。また、飯塚市の大きな文化財である旧伊藤伝右衛門邸、これは18ページ以降になりますが、及び嘉徳劇場につきましては、近代ロマン紀行として、別枠で、歴史的に価値あるものとして詳しく紹介をしています。

また、20ページになりますが、議会の項では、議会風景及び議長、副議長の写真を掲載し、

議会の構成等を紹介しています。行政の項では、市四役及び本庁、各支所の写真を掲載し、これからの目標等を掲げ、飯塚市を紹介しています。

21ページの飯塚四季折々では、各地区の祭り、行事等を季節ごとに紹介し、裏面のほうでは、飯塚市の位置と地勢、交通アクセスを掲載して、市外の方にアピールするよう紹介しています。なお、市勢に関する統計資料につきましては、付録として直近のデータを添付しており、これにつきましては500部を作成しております。

今後は、新市勢要覧が完成したことを周知するため、12月1日号の市報に掲載し、広く市民に周知を図り、一部400円で販売することといたしております。以上、簡単ですが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

これは400円ということですが、もともと幾らで作ったんですか。

○ 総務課長

今回8万1,500円で作成しております。割り戻しますと確か435円程度だったかと思えます。それをもとに400円という販売価格を決めております。

○ 川上委員

印刷製本は、作成はどこにしてもらっているんですか。

○ 総務課長

株式会社ぎょうせいに委託業務として発注し、作成しております。

○ 川上委員

それは、最初からぎょうせいということでやっているわけですね。要するに、競争入札とかそんなのじゃなくて、随契したんでしょと聞いているんですが。

○ 総務課長

ぎょうせいほか2社の競争入札で行っております。

○ 委員長

ほか、質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市川津のガソリンスタンドにおけるガソリン混入の恐れのある灯油販売事件について」報告を求めます。

○ 総務課長

飯塚市川津にあるガソリンスタンドにおきまして、ガソリンが混入した灯油の販売事件が発生しましたので、その概要を報告させていただきます。

10月30日午後零時30分の消防本部からの第一報では、飯塚市川津のラッキー石油飯塚店においてガソリン混入の恐れのある灯油を10月29日から30日にかけて7名の方に対して販売し、うち1名のみ回収しているが、残る6名の回収のための広報実施をお願いしたいとの内容でございました。その後の調査により、10月25日に石油供給のモトのタンクローリーが誤って地下灯油のタンクの一つにガソリンを給油し、より多数の方々にガソリン混入灯油を販売したことが判明したものでございます。このため、当日の市の対応といたしましては、市役所広報車による広報の実施、庄内地区における防災行政無線による一斉放送のほか、自治会放送による広報、それから消防団による広報のための出動要請、ジャスコほか商店街等での放送の依頼、新聞・テレビ等報道機関への報道依頼、それから市内各小中学校児童生徒に対する文書配付による各家庭への通知、それから11月1日市報配付時に緊急文書による隣組の回覧、そのほか庁舎等への緊急文書の掲示、県の防災メールまもるくんを利用したメール配信、

ホームページ・携帯サイト等の掲示を行いました。

なお、消防の10月30日当日午後9時時点での対応方針といたしましては、25日以降の販売分について回収を指示し、購入された方々にはラッキー石油に持参するか連絡するよう周知、広報に努めるとのことでございます。なお、回収を指示された販売量は、当初8,367.36ℓでございましたが、その後11月4日の検査の結果、3,264.36ℓ、81件の方々に販売したということが判明しております。本日10日現在の回収率といたしましては95%、未回収は162ℓ、3件となっております。幸い今回の事件による火災等の事故報告は今のところございません。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

今回の事件は、場合によっては同時多発的に火災が発生する危険があったと思うんですね。それで、市のほうも消防のほうも緊急対応をされたと思うんですが、テレビ、ラジオのお知らせの交渉はどうだったでしょうか。

○ 総務課長

30日及び31日の実績といたしましては、NHK北九州放送が、これはNHKの福岡局になりますが、速報を流されたと承っております。それから、18時30分ごろのローカルニュースでも放送されておりました。それから、ラジオについては1時間ごとの放送を実施しております。それから、FBSにつきましては、15時、16時、18時にそれぞれニュース速報をされております。それからRKBにつきましては、テレビのほうでは速報が14時55分、15時50分、18時16分、ラジオについては1時間ごと。TNCにつきましては、テレビで15時57分と18時17分。KBCのほうでは、テレビで6時半、31日には午前6時45分、ラジオのほうでは13時55分、14時55分、16時55分に放送しております。TVQのほうでは、事件発生後の直後と17時25分に放映しております。

○ 川上委員

私は、まだ3件、162ℓ不明分があるということで油断はできないと思うんですけども、現段階で火災が発生していない、傷つく方がおられないということについては大事なことだったなと思うんです。それで、現段階でどうしてそういう状況に留めさせることができたか、いい意味での教訓があらうかと思うんですよ。それで、その辺は教訓として少し整理されたことはありますか。また、市長にはいつどういうふうな報告されて、どういう指示を出されたのか、それも教訓の一つにならうかと思っておりますので、あわせてお尋ねしておきたいと思っております。

○ 総務課長

2点目のほうの市長への報告等でございますが、これは、決算特別委員会のちょうど休憩時に報告をあわせてさせていただいております。

それから、1点目の教訓ということでございますが、まだ事件の経過の途中でございます。ただ、きょうお聞きしたところでは、自主的な持ち込みというのは11月の2日まででございました。ということは、その後の回収については、伝票等を繰って1件1件尋ねてもってお知らせしたというような形での回収となっております。したがって、初動といたしますか、最初の広報・周知というのが非常に大切であるというふうな教訓を得たというふうに思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「倒木による車両損壊事故について」報告を求めます。

○ 管財課長

倒木によります車両損壊事故について報告をさせていただきます。本件事故ですが、去る8月18日の午後4時20分ごろ、鹿毛馬地内の穎田中学校付近の市有地におきまして枯れ木が倒れ、駐車中の車両2台を損傷させたものです。人身傷害はなく、車両の損傷の程度は、①車両は右側天井のへこみ及び後部ウィンカーカバーのすり傷、②車輛は左側ヘッドライト付近及びボンネットのすり傷で、修理が必要でございます。

事故の原因は、枯れ木が倒れるまで把握できず、市有地の管理不十分が主たる要因ですが、この事故に係る損害賠償につきましては、現在相手方と協議中でございます。

今後は、事故のないよう市有地の管理を十分に行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上、簡単ですが、倒木による車両損壊事故の報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「職員の不祥事について」報告を求めます。

○ 人事課長

生活保護業務に従事する職員が、業務に関して不適切な事務処理を行っていたことが発見されたため、平成20年11月7日、先週の金曜日でございますが、7日付で懲戒処分を行いましたので、その概要についてご報告をいたします。この職員は、児童社会福祉部所属の主査、男性40歳代で、上司の印鑑を盗用し公文書を偽造したことや、不適正な収入認定事務等を行っていたことが明らかになったため、停職1カ月とし、事件発生当時の上司についてもその管理監督責任を問い、4名に対して文書訓告、口頭注意を行い、厳重に戒めたものでございます。

今回の事件は、保護世帯の収入認定にかかわる決裁文書に関連して、自らの怠慢による事務の遅延を隠すため電算システムを操作し、一旦収入認定を行っていた決裁情報を無断で取り消し、その後、収入時期を事実より遅らせ、再入力するため上司の印鑑を無断で使用し、文書を偽造したものでございます。また、保護者から、収入申告がなされたにもかかわらず事務を怠り、数カ月にわたり保護費に過払いが生じ、返還請求を行うこととなった反面、別の保護者から出された各種費用の支給申請については、その手続を怠り、支給を遅らせるという事例が多数見られたものでございます。

今回の事案は、公金の横領はございませんけれども、不適切な支出を認知した行為であり、公務員としての自覚と倫理観が欠如しており、市職員の信用と品位を著しく失墜させる結果となり、市政の公正な運営に悪影響を及ぼしたことはまことに遺憾であり、深くおわび申し上げます。今後は、かかることのないよう服務規律の遵守について本人への指導はもとより、所属長を通じ、全職員に徹底した指導と防止に向けた改善を図り、市民の皆様の信頼回復を図ってまいりたいと考えております。まことに申しわけございませんでした。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○ 川上委員

この職員はその行為は、いつごろからいつごろまでの間のことだったのかと思うわけです。その間に、それが上司によって早期に発見されたのか、相当時間がかかって、かなり問題が広がってしまっただけで発見になったのか確認したいので、それを聞くわけですが、教えてください。

○ 人事課長

ただ今報告いたしました件につきましてはの発生時期でございますが、平成18年度から19年度にかけてということでございます。

○ 川上委員

何件ですか。

○ 人事課長

延べの件数で申し上げますと7件ということでございますが、期間につきまして、それぞれに期間のほうが変わっております。件数としては7件ということでございます。

○ 川上委員

それが1年前後わからなかったんですね。どういうきっかけで、どのように、いつごろわかったんですか。

○ 人事課長

保護課のほうでございますけれども、2年に一度、地区につきましてその担当する地区を変えておるといような状況がございます。これに伴いましていわゆる不適切な事務が行われないうという防止策を講じておるわけでございますけれども、ちょうどその事務引き継ぎ時期ということで、今年の4月以降でございますけれども、新任の担当者のほうが引き継ぎ事務を行っておる最中に、なかなか引き継ぎ事務が進まないという状況が起こりまして、その担当する上司のほうへ報告し、上司のほうで調査に入り、このような事件が発覚したということでございます。

○ 川上委員

そういう状況に陥らせられた世帯は7世帯になるわけですか。同一世帯で何件もあったということでしょうか。

○ 人事課長

同一世帯で何件もと申しますか、先ほども申し上げましたように、その時期といたしますのが何カ月間ということで長期に及んだ分もありますし、また、短期で終わった分もございます。その期間につきまして、かなりの期間がございましたので、先ほどのようなご報告をさせていただいたところでございます。件数としては7件ということでございます。

○ 川上委員

今、生活保護行政をめぐってかなり厳しい局面があると思うんですけども、特にケースワーカー、個々人について見ると、ケース件数が80件から90件、100件超えているところもあるんですか、そこはないですか。かなりハードになっておるとも聞くんですけども、かつ個々のケースが複雑化しておるといふうには聞いています。それで、適切なサポート、件数を減らすとか、職場のサポート環境を充実するとかいうことも必要でしょうけど、防止策、今度の場合は決定的には公文書偽造でしょ。告発ということになればかなり重犯になると思うんです。それで、法にのっとる措置をしないといけないとは思いますが、公印がそういうふうに安易に使われているのはどうしてでしょうか。飯塚市はそういうことが過去もあるんですよね。公印の管理だとかはそういうふうになっているんですか。

○ 人事課長

公印の管理についてのご質問でございますけれども、私どもも確認をいたしましたけれども、公印の管理につきましては、それぞれの管理監督職でございますけれども、机の中に保管をしておったということでございますが、施錠までは行っていなかったということでございます。

失礼しました。私、「公印」と申し上げたようですが、決裁印でございますので、私印でございます。それぞれの管理監督職の私印でございますけれども、その管理につきましては、机の中に施錠せず保管をしておったという状況でございますので、この職員が実際にその公印を使用した時期と申しますのが、全職員帰った後、1人夜間に残って行ったというふうに関及しております。

○ 川上委員

それは、鍵をしておけば、その不正は防止できたんですか。

○ 人事課長

施錠をしない状態よりは防止ができたというふうに考えております。

○ 川上委員

規定では、それは普通、施錠をしないでよいという規定になっているんですか。ほかの各部署もあろうと思うんですけど、特に施錠せよというふうにはなっていないですか。

○ 人事課長

印鑑の管理については十分に注意するような注意は行っておりましたけれども、施錠して管理するよという具体的な指導は行っておりません。

○ 川上委員

上司が、自分の判こを部下に押しおてくれというような行為がかなりありますか。

○ 人事課長

そのようなことにつきましては、私どものほうでは承知はしておりません。

○ 川上委員

判こを押せばいいというわけではないから、絶対にあってはならんことだと思うんですけども、今後こういう不正を防止するという点で、どういう対策を考えられるのか。今考えてある段階のことを少し聞かせてもらえますか。

○ 人事課長

まず、今ご指摘ございましたように、自分の印鑑の管理については、机の中に入れて施錠をするということに限りませんが、例えば、自分が持ち回るとか、帰宅する際も自宅に持ち帰るとかというようなことも防止策の一つとしてつながるかと思いますが、一番重要なことにつきましては、やはり管理監督職がきちんと職員の状況を管理し、このような不適切な事務処理を防ぐ、これが一番大事なことでないかというふうに考えております。

○ 川上委員

もう市長がおられませんけど、副市長のほうで、私、もう少し掘り下げた対策をとらないとまずいんじゃないかなというふうに思うんです。何かそういうことをきちんと検討する場というのはどこになるんですか。

○ 総務部長

職員の事務の管理ということでございますので、人事部局ということになろうと思っております。

○ 川上委員

最後に要望ですけれども、今回のことについては防げた事件ではないかなというふうに思いました、お話聞いて。これによって非保護世帯が苦しめられたということもありましょうし、その当事者のみならず職員、周りの方も含めて苦しんだと思うんですよ。それをやっぱり中枢のほうから絶対に許さないと、起こさないということでぜひ頑張ってもらいたいと思います。

飯塚市は旧飯塚市時代から重犯が起きています。それで、同じことがもう二度とないように頑張ってもらいたいと思います。質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。